

第5回理事会議事録

日時：平成23年3月6日(日) 10:30～16:30

場所：一般社団法人日本看護系大学協議会 神田事務所

出席者：中山洋子、野嶋佐由美、片田範子、太田喜久子、田村やよひ、小泉美佐子
高橋真理、正木治恵、リボウィッツよし子、濱田悦子、小島操子、
田中美恵子（専門看護師教育課程認定委員長）（敬称略）

議長：中山洋子(代表理事)

事務局：鈴木、潮、川島(記録)

I. 開会

全役員11名が出席し、定款第30条に基づき理事会が成立していることを確認した。なお、今回は専門看護師教育課程認定委員長が出席した。

II. 議長選出

定款第29条により議長は代表理事の中山洋子、記録は福島県立医科大学の川島理恵で行われた。

III. 議事録署名人選出

定款第33条により代表理事の中山洋子と監事の濱田悦子とした。

IV. 議題

1. 第4回理事会議事録(案)の承認 (資料1)

第4回理事会議事録案の承認に際し、役員選挙にて選出する次点者の数について確認を行った。確認の結果、理事候補者は2名、監事候補者は1名を次点者とする事にて承認が得られた。以上を受けて、第4回理事会議事録(案)は承認された。

2. 事務局規程ならびに会計申し合わせ事項その他従業員に関する規程の承認

理事・監事による承認が必要な規定案について検討が行われ以下について承認された。

- ①慶弔規程(案)は、公務員の規程を参考とし事務所職員の慶弔に伴う見舞金は、本人の婚姻時2万円、出産時1万円、本人および配偶者の死亡時2万円とする。
- ②事務局規程(案)の第7条は、「主たる事務所には常に次に掲げる帳簿および書類を備えておかなければならない。」として下線部分を加筆する。

3. 社員名簿と被選挙人名簿について

(1) 平成 23 年度社員の承認について (資料 2-1)

神田事務局より、平成 23 年度の社員の選出について会員校へ問い合わせた結果、50 校については社員が確定していないとの報告がされた。そこで、50 校に対し神田事務所が最終の問い合わせを行うこととなった。なお、3 月 16 日迄の回答を依頼すること、16 日までに回答がない場合は、現社員を平成 23 年度の社員として掲載することで合意が得られた。

社員名簿等の作成に際しては、神田事務所が社員名簿を作成し代表理事および野嶋理事の承認を経て 3 月 17 日に選挙管理委員会へ提示することが確認された。また、選挙管理委員会が作成した選挙人名簿・被選挙人名簿は、野嶋理事に承認を求めることとなった。

また、社員の登録がすすまない現状については、今後分析が必要との意見が出され、今後の検討課題とすることが合意された。

(2) 社員名簿の項目の確定と今後の管理について

社員名簿に掲載すべき項目について検討を行った結果、①大学・学部・学科名、大学院・研究科・専攻名、②社員名、③役職名/職位、④所在地、⑤電話番号、⑥FAX 番号、⑦メーリングリストアドレス、⑧HP アドレスを掲載項目とすることが承認された。

社員名簿は事務所管理とする。今後も、社員名簿の情報を冊子として配布する方法はとらないこととする。

(3) 電子名簿について

神田事務局より電子名簿の更新状況が各校様々であり現状を反映していないデータもあるとの報告がされ、電子名簿の効果的な運営に向けた見直しの必要性が提起された。検討の結果は以下の通りである。

電子名簿の内容の精度を上げるために、会員校の入力内容を確認・修正するシステムを設ける。掲載項目は、①学校コード、②設置主体、③大学名、④英語表記名、⑤所在地、⑥電話番号、⑦FAX 番号、⑧HP アドレス、⑨メーリングリストアドレス、⑩社員名、⑪学会設立履歴、⑫本会担当者(事務担当)とする。

なお、電子名簿の変更について次年度定時社員総会に諮ることで合意が得られた。

(4) 選挙の今後のスケジュールについて (資料 2-4)

選挙管理委員会委員長は青木きよ子氏に決定したこと、選挙までの今後のスケジュールについて説明が行われた。また、委員の中に平成 23 年度は社員ではなくなる者が 1 名いるとの説明があり、後任を選出するべきかどうか検討を行った結果、添田啓子氏を後任とすることにて承認が得られた。

(5) 理事が辞任・交代する大学の旧社員(理事)の退社日と新社員の入社日の確認

旧社員(理事)の退社日は3月末、新社員の入社日は4月1日が基本となることが確認された。これを受けて、6月の定時総会の議決権は新社員が有すること、理事が平成23年度に辞任・交代する大学においても同様に新社員が議決権を有することが確認された。

4. 委員の就任期間・委員会メンバーについて

(1) 委員の就任期間について (資料3-1)

委員会規程第4条の委員の任期の開始および終了の表現が不明確という指摘があった。検討の結果、定款第24条(理事及び監事の任期)の記載に則し、委員会規程第4条は、「**任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする**」と修正することで承認された。なお、会計年度は3月31日が最終となること、4月からの活動費は次年度の予算からの支出となり、定時総会における予算案の承認後の精算となることが確認された。

(2) 委員会メンバーの確認 (資料3-2)

資料に基づき、平成23年度の委員会メンバーの確認が行われた。また、看護学教育評価機関検討委員会は、昨年同様希望者を1名募集することが確認された。

5. 平成22年度各事業活動の経過報告

1) 専門看護師教育課程認定委員会 (資料5-4)

田中委員長より、以下の報告がされた。

1月29日に認定委員会を開催し、専門看護師教育課程の審査を実施し、感染看護の1教育課程が認可された。最終的に新規申請では、新たに8大学18専攻教育課程、更新申請では5大学8専攻教育課程が認定された。

また、平成23年度の要項を3月中に各校へ発送するに際し、次年度の委員会体制が決定する迄の間は、問い合わせ窓口を現委員メンバーとしたい旨報告があり合意が得られた。

専門看護師教育課程認定のプロセスや教育課程の実態に関する理事会の検討結果は以下の通りである。

(1) 専門看護師教育課程の審査結果に関する理事会審議について

田中委員長より以下の説明が行われた。申請校より、審査後の速やかな対応を望まれる中で、委員会メンバーの日程調整および理事会開催との日程調整の困難な状況があり、郵送による審査結果の理事会審議を依頼したという経緯が報告された。それを受け、改めて理事会開催にて最終審議を行うことの重要性が確認され、委員会および理事会の開催日程を年度当初に調整することで合意が得られた。尚、委員会は12月末を目安に審査を終え、2月の理事会に提示することを目標にすることとなった。

(2) 本会が認定する専門分野教育課程の名称について

現在、本会が認定する専門分野教育課程の名称と日本看護協会が定める各分野の専門看護師の名称は必ずしも一致していないとの指摘がされた。具体的には、本会が認定する「家族看護学分野」の課程を修了した者は、日本看護協会が定める「家族支援専門看護師」として認定されることとなっている。検討の結果、名称が必ずしも一致していないことについて、本会と日本看護協会との合意を得る必要があること、名称は今後も現行のままとするか検討が必要であるとの確認がされた。

(3) 専門看護師教育課程の実態把握について

例年専門看護師教育課程を開設する一方で閉鎖する大学も存在しているが、その背景等の把握が必要ではないかと提起がされた。検討の結果、今後は各大学の入学者数、修了者数、教員数などの実態把握が必要であることが確認された。

2) 高度実践看護師制度検討委員会 (資料 5-7-1~5-7-4)

田村理事より、委員会が作成した①38 単位教育課程の教育内容および審査基準(案)、②38 単位への移行スケジュールが提示され、検討を行った。説明および検討結果は以下の通りである。

(1) 38 単位の教育内容と審査基準(案)に関する説明と討議

本委員会は今回の検討を「高度実践看護師」に必要な能力の育成という視点から行い、単位数の最低基準は 38 単位とする結論に至った。特定の医行為を実施する看護師育成を目指す大学院においては演習 5 単位を加えた 43 単位での教育が可能と考える。共通科目 A 審査基準は現行とほぼ同様であり、共通科目 B として「臨床薬理学」「フィジカルアセスメント」「病態生理学」を設定した。以上の説明に対し、特に質問は出されなかった。

(2) 38 単位教育課程移行スケジュールに関する説明と討議

特定看護師(仮称)の検討が急がれている現状を踏まえると、本会として 38 単位への移行に着手する時期に来ていると考え、38 単位への移行スケジュール案を作成したとの説明が行われた。検討の結果は以下の通りである。

38 単位への移行スケジュールとして①26 単位の教育課程の認定終了は平成 26 年度とする、②26 単位教育課程の終了は平成 33 年度とする、③38 単位の教育課程認定の開始は平成 24 年度からとすることについて承認された。また、教育課程の認定時期について、今後は教育課程が開始する前の段階で認定を行うべきとの意見で合意が得られた。

(3) 38 単位教育課程に関する専門看護師教育課程基準・審査要項について

38 単位教育課程への移行に際し、基準・審査要項の修正を行い平成 23 年度の総会に提示

することの合意が得られた。総会に提示する内容は、今回提示された共通科目および専門分野別教育課程の他、「教育理念・共通目的・教育課程の基準」、「専門看護師教育課程認定規程」、「38 単位教育課程への移行スケジュール」とする。「教育理念」等の修正は、田村理事と田中専門看護師教育課程認定委員会委員長が行い、次回の理事会にて審議する事となった。

なお、38 単位教育課程修了生に与える名称は、「専門看護師」とする事が妥当との意見で合意が得られ、基準・審査要項にはこれを踏まえた記載とすることとなった。

3) 広報・出版委員会（片田理事）

(1) ホームページ関連について

片田理事より、現在、神田事務所の協力のもと、ホームページの改訂に向けサイトマップの作成に着手しているとの説明がされた。また、本会のホームページは、①看護学教育の発展のために会員校が必要とする情報の発信および会員交換の情報の共有を促進すること、②看護学教育に関する内容を社会に向けて広報することを目的とするとの説明がされた。ホームページの改訂に際し、以下の内容について検討を行った。

① ロゴマークについて

本会のロゴマークの商標登録の必要性について検討を行った結果、登録に伴う経費等を踏まえ登録は行わない事で合意が得られた。なお、ロゴマークはカラー刷りを基本とする。

② 掲示板の開設

片田理事より、会員校同士の情報交換を目的として本会のホームページの中に書き込み可能な掲示板の開設を検討したい旨説明があり、平成 23 年度の委員会事業として予算化することについて検討が求められた。検討の結果、複数の者が書き込み可能なサイトに生じる問題を踏まえ掲示板の安全な運用に向けて具体的な利用規程の作成が必要であるとの確認がされ、事業化について合意が得られた。

③ ホームページに掲載する議事録の形式

理事会や総会の議事録は PDF 化する必要があること、メール添付の際も PDF 化する必要があることが確認された。

④ 各委員会活動に関するホームページ上の掲載

各委員会の活動内容を具体的に公開することが重要との意見が出された。検討の結果、理事会に提示する各委員会の事業活動報告書の他、各委員会の議事録や議事要旨を掲載することについて合意が得られた。

⑤本会のホームページのリンク先

検討の結果、文部科学省、厚生労働省、日本学術会議、日本私立看護系大学協会、公立大学協会、国立大学協議会、日本看護学校協議会、日本看護系学会協議会、日本専門看護師協議会、日本看護協会、日本高等教育評価機構、大学基準協会、学位授与機構等をリンク先として掲載することで合意が得られた。

(2) 来年度の事業について

片田理事より、来年度ホームページ関係では掲示板の開設の他、英文化を行う予定との説明がされた。英文化を行う範囲は、後日委員長が決定するとの事であった。

本会の成果物である、「看護学教育における倫理指針」や「看護実習における個人情報ガイドライン」は、現在ホームページに掲載されているが周知度を高めるため、この2つに「コアカリキュラムの最終報告」を加えた内容を増刊号として出版する予定であるとの報告がされた。

(3) 本会のプライバシーポリシー（案）及びホームページ利用規約（案）について

片田理事より資料に基づき説明が行われた。提示された案について質問や意見は出されず、当面は提示された内容でホームページの運営を行い、修正の必要が生じた場合はその都度検討を行うことで合意が得られた。

(4) サーバー移行について （資料 8）

神田事務所より以下の説明が行われた。本会は現在 5 つのドメインを有しているが、経済性を踏まえドメインを 1 つに統一したい。これに伴い初期費用は要するが、維持費は概算で現在の費用から約 50%のコスト圧縮ができる見込みである。以上の説明に対し、理事の承認が得られた。

4) 看護学教育評価検討委員会 （資料 5-3-1, 5-3-2）

高橋理事より、次年度の事業計画として予定している学士課程看護学専門分野別評価の試行について資料に基づき以下の説明がされた。平成 23 年度は会員校の中から 2~3 校を選び試験的に評価を実施する予定である。大学基準協会などの大学評価機関が近い将来専門分野別評価を行わなくなることを踏まえると、試行段階を経た後、認証評価の組織の構築が必要と考える。以上の説明を受けて、将来的には教育の質を担保するために全ての大学が専門分野別評価を受ける必要性が生じるなどの意見がだされ、評価の試行について合意が得られた。

以上を受け、専門分野別教育評価の試行については平成 23 年度の総会において提示すること、それに際し、4月の理事会にて組織案等を検討することで合意が得られた。

5) 国際交流推進委員会 (資料 5-8-1, 5-8-2)

リボウィッツ理事より、2月11日韓国にて開催された EAFONS について議事録をもとに説明が行われた。今回の会議で EAFONS の英文誌の発行について合意が得られ、次回のシンガポールの会議にて雑誌名、目的など具体的な検討を行うことになった。

6. 事務局の業務分担 (資料 6)

理事会、総会開催に関する事務局の業務分担および、委員会活動に伴う業務分担について、資料に基づき説明が行われた。この説明を受け、今後業務量の増加が予測される専門看護師教育課程認定委員会および看護学教育評価検討委員会から以下の意見がだされた。

専門看護師教育課程認定委員会については、委員会の業務量の増大を踏まえ人件費枠を広げる必要があること、支出の増加に伴い認定料の引き上げを検討する必要があるとの意見が出され、認定料の引き上げについて次回の理事会にて検討する事で合意が得られた。

また、看護学教育評価検討委員会については、大学の認証評価の試行を行う場合の事務量が多いため委員長の所属大学で担える範疇ではないとの意見が出され、今後運営体制の検討を行う事で合意が得られた。

7. 社員総会について

代表理事より、社員総会は平成 23 年 6 月 20 日(月)、北里大学にて開催予定であるが、日程の最終確認の後、周知するとの説明がされた。専門看護師教育課程認定の説明会については、分科会はなしとすることが確認された、一方、38 単位の専門看護師教育課程に関する説明を行うかどうか後日検討することとなった。

V その他

1) 会計報告 (資料 7-1、7-2、7-3)

事務局会計より、資料に基づき第 3 四半期会計報告が行われた。説明を受け、提示された貸借対照表の項目立ては、一般人にとって解釈が困難であるとの指摘がされた。社員総会においては社員が理解しやすい決算書を提示する必要があるため、会計報告の様式を検討することとなった。また、法人化に伴い、公認会計士への会計業務の依頼について検討すべきではないかとの意見が出され、今後の検討課題となった。

2) データベース調査結果について

さらに、太田理事から、調査への協力校が Web 上で調査結果を取り込み活用できるようなシステムを整えたい旨示され、理事の合意が得られた。